

1月は「ライフ・イン・ハーモニー 推進月間」です

問 市民活動推進課
多文化共生推進室
☎ 70-2551
Fax 62-3338

多文化共生センター
ホームページ



法務省と出入国在留管理庁は、毎年1月を「ライフ・イン・ハーモニー推進月間」と定め、外国人との共生社会の実現に向けた意識の醸成や理解の促進を図るため、さまざまな啓発活動を推進しています。

甲賀市の現状

令和7年10月末の本市における外国人市民は4,900人を超え、人口に占める割合は5.7%と全国平均の3.2%を大きく上回っています。

国籍や在留資格、居住する地域が多様化し、外国人市民に関する課題が複雑化していることから、本市では、令和6年5月に「甲賀市多文化共生センター」を開設し、以下の4つの柱を中心に各種事業を展開しています。

生活支援の強化	定住促進と雇用支援	コミュニティ支援	多文化防災の強化
●相談窓口の設置 ●生活オリエンテーション など	●不動産業者との連携 ●雇用、就職支援 など	●異文化イベントの開催 ●日本語教室の充実 など	●ピクトグラムの導入 ●防災の啓発 など
			

共生社会の実現に向け、「お互い思いやりを持つ」、「ルールを守る」など、日本人と外国人が共に何ができるかを考えてみましょう!

「防ごう。障がい者虐待」

あなたの通報が虐待の早期発見・早期対応につながります

障がい者への虐待は身近な人(家族等)によって引き起こされることが多く、障がい者自身も虐待を受けている自覚がない場合や、被害を訴えられない場合があり、発覚しにくい傾向があります。そのため、周囲が虐待に早く気づき、相談・通報することが大切です

- ◆「虐待かな…?」と思ったり、気になることがあれば、ためらわず相談してください。
- 相談するときは匿名でも大丈夫です。秘密は厳守します。
- 障がい者本人や家族の同意がなくても相談することができます。

相談・通報先 甲賀市障害者虐待防止センター(障がい福祉課内)
平日 ☎ 69-2162
休日・夜間 ☎ 65-0650

市ホームページ




道路の安全確保のために 樹木管理をお願いします

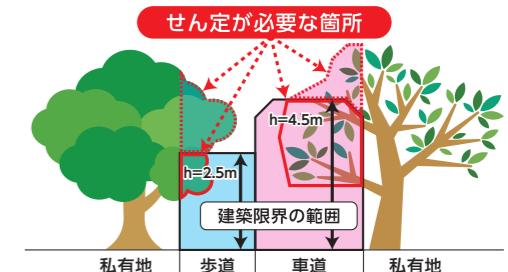
問 建設管理課
☎ 69-2207 Fax 63-4601
滋賀県甲賀土木事務所 管理調整課
☎ 63-6130 Fax 63-1504

市ホームページ


道路上に私有地より樹木や草がはみ出していると、歩行者や自動車の通行に支障をきたすほか、見通しが悪くなり、交通事故を引き起こしてしまうおそれがあります。また、立枯れした樹木は倒木の可能性があり、大変危険です。

私有地からはみ出している樹木等は土地所有者に所有権があるため、はみ出している枝などで事故や怪我をされた場合は、その土地所有者に賠償責任が発生する場合があります。

安全かつ安心して道路を利用できるよう、枝打ちや伐採など適正な管理をお願いします。



道路法第30条および道路構造令第12条では、道路を安全に通行するため、車道の上空4.5m、歩道の上空2.5mの範囲に通行の障害となる物を置いてはならないと規定されています。

忍者の里で働く! 伊賀甲賀地域就職面接会



出展企業・事業所の採用担当者と直接お話ししていただけます。

日 時 1月28日(水)
第1部:10時~11時30分
第2部:13時30分~15時

場 所 上野フレックスホテル
(三重県伊賀市平野中川原544-2)

参加対象者

甲賀市、伊賀市で就職を希望する方(UIJターン希望者、就職氷河期世代、令和8年3月大学等卒業見込みの者を含む)

出展企業・事業所 甲賀市内、伊賀市内の企業60社を予定
※出展企業名等は各ハローワークのホームページに掲載中です。

参加方法 事前申込不要、入退場自由
※ハローワーク受付票をお持ちの方は持参してください。

詳しくは、市ホームページをご確認ください。

市ホームページ


宝くじ助成でまちづくり



問 市民活動推進課 市民活動推進係
☎ 70-6032 Fax 70-6046

甲賀町神保区自治会が令和7年度コミュニティ助成事業(※)の採択を受けられました。助成金を活用し、整備された備品等は、地域活動の充実に役立てられます。

コミュニティ助成事業とは

住民が行う区・自治会活動の支援と宝くじの普及広報を目的に、宝くじの収益金の一部を財源として区・自治会等に助成されるものです。

助成金額 250万円

整備された備品等
ポータブル電源1台、ソーラーパネル1枚、物置多雪型1台等

